解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月二十三日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸三四三番地
財団法人松野町観光公社
代表清算人　山口　尊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

北海道夕張郡栗山町中央三丁目三〇五番地
特定非営利活動法人くりやまコミュニティネットワーク　清算人　村上　渉

解散公告（第二回）

当土地改良区は平成二十二年七月二十二日開催の通常総会により解散を決議し、平成二十四年三月十二日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

茨城県北茨城市磯原町磯原一六三〇番地
清算法人大塚土地改良区
清算人代表　竹内　一二

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十七日新潟県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

新潟県佐渡市徳和二三三九番地
清算法人赤泊村土地改良区
代表清算人　後藤　坤一

解散公告（第二回）

当法人は解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

長野県北安曇郡白馬村北城一一〇二六
ＮＰＯ法人白馬里山体験学校
清算人　尾川　耕

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

広島県福山市船町一番一六号マルヤスビル三〇五号
財団法人善隣社
代表清算人　美尾　章夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日までとする存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

山口県山口市滝町一番一号
財団法人山口県振興財団
代表清算人　西村　亘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十六日北海道知事の認可により平成二十四年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

北海道江別市江別太五六二番地の二一
社会福祉法人江翔会
代表清算人　宮内　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月十四日開催の臨時社員主総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

岩手県盛岡市本町通二丁目一二番一八号
社団法人岩手県公共嘱託登記司法書士協会
清算人　齋藤　俊二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

千葉県我孫子市湖北台九丁目二番一七号
特定非営利活動法人あびこ子ども劇場
代表清算人　大木　美鈴

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

千葉県茂原市本納五七三番地
財団法人両忘会
清算人　大木　達進

解散公告（第三回）

後楽二丁目西地区市街地再開発組合は、平成二十四年三月十五日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

東京都文京区後楽二丁目西地区市街地再開発組合
後楽二丁目西地区市街地再開発組合
代表清算人　森山　繁雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の解散総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

東京都千代田区神田錦町一丁目二三番地
社団法人日本水産物貿易協会
代表清算人　上村　秋男

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

山梨県甲州市大和町初鹿野二二四八番地
財団法人まほろばの里ふるさと振興財団
代表清算人　内田　定男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

大阪市中央区難波千日前五番二五号
財団法人河原会館
代表清算人　長谷川清和

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

大阪市港区波除四丁目一番三七号
財団法人解放教育研究所
清算人　桂　正孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十七日開催の評議員会および平成二十四年二月二十八日開催の理事会の決議により、平成二十四年三月二十九日文部科学大臣認可を受け、平成二十四年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

奈良県天理市守目堂町二一三番地の四
財団法人天理教一れつ会
代表清算人　田中　信行